

契 約 書 (案)

1 業務名 県税事務所多言語通訳業務

2 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

契約金額の内訳

令和 年 月から令和 年 月までの分	円
令和 年 月から令和 年 月までの分	円
令和 年 月から令和 年 月までの分	円
令和 年 月から令和 年 月までの分	円

3 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

4 契約保証金 契約保証金 金 円

契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 3 に該当する場合は、全額又は一部免除とする。

5 業務内容 当該業務の詳細は仕様書のとおり。

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙

(監督責任者)

第1条 甲は、業務を管理・監督し、乙から報告を受け、かつ業務について次条に定める業務責任者に注文を行うため、監督責任者を定めるものとする。なお、監督責任者の氏名等の通知は文書をもって行うものとする。

2 甲は、監督責任者を交代させる場合、予め速やかに文書をもって乙に通知するものとする。

(業務責任者)

第2条 乙は、業務を履行するにあたり、監督責任者から注文を受け、乙の業務従事者を管理・監督し、監督責任者に対し業務の進捗状況その他の報告等を行うために、業務責任者を定めるものとする。なお業務責任者の氏名等の通知は文書をもって行うものとする。

2 乙は、業務責任者を交代させる場合、予め速やかに文書をもって甲に通知するものとする。

(履行場所)

第3条 仕様書に定めのない場合、乙は乙の事業所内において業務を履行するものとする。

2 仕様書の定めにより業務履行場所が乙の事業所以外の場所である場合、乙は、乙の業務従事者に当該場所における管理規則等を遵守させるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(業務の履行)

第5条 業務の詳細については、仕様書に定めるものとする。なお、業務開始後、必要が生じた場合には甲乙協議のうえ、その内容について追加、修正又は削除できるものとする。

2 乙は、業務を履行するにあたっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係諸法令を遵守し、労働災害の防止のために最善を尽くさねばならない。

3 業務の実施にあたり発生した労働災害については、すべて乙が自己の責任と負担で処理するものとする。

4 タブレットが破損又は紛失した場合は、その原因に因らず、乙は損害分を負担しなければならない。なお、通信障害等の異常が発生したことによる復旧等に係る費用についても乙が負担するものとする。

(一括再委託の禁止)

第6条 乙は、この契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(報告及び改善)

第7条 乙は、甲より要請があった場合、又は乙が必要と認める場合には、定期的又は随時に、業務の進捗、履行状況、問題点等を甲に報告するものとする。

2 前項の報告の結果、乙の業務履行状況が不相当と判断される場合は、乙は甲の指示に従い、自己の責任と負担において、速やかに改善するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、秘密保持に関する必要な事項は、別紙1「個人情報取扱事務委託基準」で定める。

(情報セキュリティ)

第9条 情報セキュリティ確保に関する必要事項は、別紙2「情報セキュリティに関する特約条項」で定める。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年3.0パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第11条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づいて年3.0パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、業務の実施に関し、故意又は重大な過失により甲又は第三者に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙がこの業務の遂行において、乙の責めに帰すべき事由により甲の施設等に損害を与えた場合は、その賠償を請求できるものとする。

3 前2項の賠償額は、甲乙協議して決定するものとする。

(履行不能の場合の措置)

第 13 条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰することができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての契約金の支払義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第 2 号又は第 4 号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

5 令和 9 年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解

除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第 16 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的

に正当なものと認められないものをいう。) (以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(危険負担等)

第 19 条 委託業務終了以前に生じた施設等の滅失、き損、変質その他の危険はすべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項の事実が生じたときは、遅滞なくその状況を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(法令上の責任)

第 20 条 乙は、業務責任者及びコールセンター通訳オペレータが委託業務の遂行に十分な技術を修得した上で業務に専念するよう指揮監督するとともに、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令上のすべての責任を負うものとする。

(愛知県財務規則の準用)

第 21 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 22 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(知的財産権の帰属)

第 23 条 甲および乙は、業務の履行過程で生じた著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条の権利を含む。以下同じ。）及び工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びこれらを受ける権利を含む。以下、著作権と工業所有権を併せて「知的財産権」という。）は、甲又は乙のいずれかの単独で行われたときは、それを行った当事者に帰属し、共同で行われたときは、甲及び乙の共有に帰属する。ただし、甲及び乙の共有に帰属する知的財産権の具体的取扱いについては、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第 24 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

個人情報取扱事務委託基準

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

（管理体制）

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

（秘密の保持）

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（従業者の明確化等）

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（再委託の禁止）

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約によ

り乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（目的外収集、利用の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自ら

が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー及び愛知県マイナンバー利用事務系ネットワーク運営管理要領を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に

従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう

指示することができ、乙はこれに従わなければならない。